

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

北方町

## 第1 処理の基本方針

- (1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処分できるものの他、法及び条例の定めるところにより、北方町が処理する。
- (2) ごみは、可燃物と不燃物とに分け、又資源として再利用できるものは、なるべく回収するよう努めるものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則とする。
- (4) 住宅火災廃棄物については、家屋等解体業者が解体したもの、がれき、灰は産業廃棄物扱いとし、その他の一般廃棄物は通常の処理に準ずることを基本とする。
- (5) 在宅医療廃棄物については感染性を有しているもの（注射針、注射筒、チューブ、カテーテル類）は医療機関や薬局で回収、処理することとし、非感染性の一般廃棄物については通常の収集運搬計画に準ずることを基本とする。

## 第2 一般廃棄物の処理主体

### 1 ごみの処理主体

種 類	計画面量	収集運搬	処 理・処 分	
可燃ごみ	t/年 2,900	委託 株美濃環境保全社	西濃環境整備組合	焼却
事業系ごみ	1,700	許可 (有)会社揖斐・本巢クリーナー 株富士 株野々村商店 東海環境サービスセンター	西濃環境整備組合	焼却
ペットボトル	45	委託 株美濃環境保全社	協栄 J&T 環境株	資源化
		直営	(有)船坂商店	
ガラスびん	100	委託 三新硝子株	三新硝子株	資源化
		直営		
缶 類	33	委託 株美濃環境保全社	北方町リサイクルセンター 選別・プレス	資源化
		直営	(有)船坂商店	
古着	t/年 26	委託 株美濃環境保全社	(有)船坂商店	資源化
		直営		
古紙類	110	直営	(有)船坂商店	資源化

不燃物	割れガラス ・陶器類	60	直営 委託 (株)美濃環境保全社	アイエムエルテ(株) トーエイ(株)	資源化
	その他不燃物			三重中央開発(株) (有)野々村商店	埋立
粗大ごみ		270	直営	直営にて中間処理後の残渣の処理は以下のとおり ・可燃残渣→西濃環境整備組合→焼却 ・不燃残渣→その他不燃物と同様 ・金属残渣→(有)船坂商店→資源化 ・廃布団類→(株)市川環境エンジニアリング→資源化、イー・ステージ(株)→焼却 羽毛ふとん→河田フェザー(株)→資源化	
その他プラスチック容器包装		47	委託 (株)美濃環境保全社 直営	公益社団法人日本 容器包装リサイクル協会	資源化
乾電池		3	直営 拠点回収 委託 (株)美濃環境保全社	イー・ステージ(株)	資源化 埋立
蛍光管		2	直営 委託 (株)美濃環境保全社	イー・ステージ(株)	資源化 埋立
白色トレイ 発泡スチロール		3	直営 拠点回収	直営	資源化
特定家庭用機器廃棄物 (義務外品)		10	許可 (有)揖斐・本巣クリーナー (株)富士 協定 SG ムービング(株) (リネットジャパンリサイクル(株))	指定引取場所で引き渡し	
小型家電		2	直営 直送	アイエムエルテ(株) トーエイ(株) リネットジャパンリサイクル(株)	資源化

種 類	排出量	収集運搬	収集回数	処 理 ・ 処 分	
し尿	kl/年 120	許可 ㈱富士	月 1 回及び 随時	もとす広域 連合衛生施設	処理施設で処分
浄化槽汚泥	2,500	許可 ㈱富士	随 時	もとす広域 連合衛生施設	処理施設で処分

### 第 3 処理計画

#### 1 ごみ処理実施計画

##### (1) ごみの排出抑制・再資源化計画

###### ア 排出抑制の方法

町民及び事業者は、ごみの排出前の段階において包装の簡素化、容器の回収、自家処理などに努め、町は次の各事業を推進することにより、ごみの排出抑制を図る。

- ① 資源回収団体奨励金交付事業
- ② びん・ペットボトル・缶・その他プラスチック容器包装分別収集事業
- ③ 不燃物分別収集による資源回収事業
- ④ 白色トレイ、発泡スチロール分別回収事業
- ⑤ 中間処理施設における資源回収事業
- ⑥ 生ごみの堆肥化促進事業、飼料化事業
- ⑦ 特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬事業
- ⑧ 資源有効利用促進法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づく対象品目の収集・運搬事業
- ⑨ レジ袋有料化促進事業
- ⑩ 小型家電リサイクル事業
- ⑪ 使用済みインクカートリッジ再資源化事業

###### イ 再資源化の方法及び量

###### ① 資源回収団体奨励金交付事業

従来から子ども会等が行っている古紙類、紙パックなど、再生利用できる古紙類の集団回収に対し、奨励金を回収量に応じて交付している。本年度の回収団体による計画量は 15 t である。

###### ② ガラスびん、ペットボトル、缶、その他プラスチック容器包装分別収集事業

ガラスびん、缶の分別収集に引き続き、ペットボトルを平成 10 年度より分別収集を実施した。平成 17 年 4 月より更にその他プラスチック容器包装の分別収集を始め資源化を進めている。本年度の計画量は第 2 の表 1 のとおりである。

###### ③ 不燃物分別収集による資源回収事業

不燃物のうち、陶磁器・割れガラスは資源化物として、乾電池・蛍光灯は有害ごみ（一部資源化）として、分別収集し、適正な処理を進める。本年度の計画量は、第 2 の表 1 のとおりである。

④ 白色トレイ・発泡スチロール分別回収事業

平成 11 年度より白色トレイの拠点回収を始め、北方町リサイクルセンターにおいて発泡スチロールと混ぜて、スチロール減溶機による資源化を進めている。本年度の計画量は第 2 の表 1 のとおりである。

⑤ 中間処理施設における資源回収事業

平成 17 年 4 月より稼動した北方町リサイクルセンターにおいて粗大ごみを破砕し、磁選機及びアルミ選別機による金属回収や布団等の再資源化を行う。本年度の計画量は別紙 1 のとおりである。

⑥ 生ごみの堆肥化促進事業、飼料化事業

ダンボールコンポストの普及により、生ごみの堆肥化による資源循環を進めている。また、ユニー(株)アピタ北方店から発生した生ごみを関エコフィールドセンターに搬入し、生ごみの飼料化を行う。

⑦ 特定家庭用機器再商品化法対象品目収集・運搬事業

平成 13 年度から特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の施行に伴い、対象家電 4 品目のリサイクルを推進するために、小売業者の引き取り義務のない特定家庭用機器再商品化法対象品目については、本町の許可を受けた一般廃棄物収集業者(第 2 の表 1 のとおり)で収集し製造業者等指定の次の引取場所へ運搬する。

【製造業者等指定引取場所】

(株)斉藤商店 揖斐郡大野町大字加納字六反田西 1330-10  
西濃運輸(株) 六条倉庫 岐阜市六条大溝 1-10

また、令和 5 年 1 月 5 日よりリネットジャパンリサイクル(株)、SG ムービング(株)と協定を締結し、家の中の設置場所から搬出して製造業者等指定引取場所へ運搬する事業を開始した。

⑧ 資源有効利用促進法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づく対象品目の収集・運搬事業

パソコン、二輪車、消火器など事業者・団体が回収・資源化のリサイクルルートを確立したものについては、そのルートに沿った排出をするものとし、町の粗大ごみとして取り扱わない。

⑨ レジ袋有料化促進事業

レジ袋使用削減のため、マイバックを持参するなど、ごみ減量と地球温暖化防止を進めている。

⑩ 小型家電リサイクル事業

平成 29 年 10 月 1 日より収集のための専用回収コンテナを北方町リサイクルセンターに常設し、使用済小型家電 11 品目を対象に事業を開始した。回収した使用済小型家電は認定事業者へ売却し、再資源化を進めている。また、令和 2 年 10 月 29 日よりリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、宅配便を活用した使用

済みパソコン・小型家電の回収を開始した。本年度の計画量は、第2の表1のとおりである。

① 使用済みインクカートリッジ再資源化事業

令和4年9月7日にインクカートリッジの再資源化事業を行うジット㈱と協定を締結し、使用済みカートリッジを回収する専用ボックスを北方町役場と北方町リサイクルセンターに設置。回収されたカートリッジを再資源化することで、一般廃棄物の減量や二酸化炭素排出の抑制等が見込まれる。

ウ 関連施設の概要

① 廃棄物資源化施設

施設名	北方町リサイクルセンター
所在地	本巢郡北方町柱本 700 番地
形式	破碎設備 2軸せん断型破碎機 選別設備 磁選機（吊下永磁式） アルミ選別機（永磁回転ドラム式） 再生設備 鉄圧縮成形機（油圧二方締機） アルミ圧縮成形機（油圧二方締機） 容器包装圧縮成形機（圧縮梱包型） ふとん圧縮梱包機 スチロール減溶機
公称能力	粗大ごみ 1.5 t / 5h / 日 3.36 t / 5h 金属ごみ 1.2 t / 5h / 日 プラスチック容器包装ごみ 0.61 t / 5h / 日 布団・絨毯・カーペット 0.05 t / 5h / 日
作業委託先	株式会社 富士

② 資源ごみ拠点回収施設

施設名	北方町リサイクルセンター エコドーム
所在地	北方町柱本 700 番地
建物概要	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 814 m <sup>2</sup> 資源ごみ持込ヤード
作業委託先	有限会社 船坂商店

③ 啓発施設

施設名	北方町リサイクルセンター プラザ棟
所在地	北方町柱本 700 番地

建 物 概 要	鉄筋コンクリート造平屋建	延床面積 314.94 m <sup>2</sup>
	展示室・ふれあいサロン・研修室	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

第 2 一般廃棄物の処理主体に記載

イ 計画処理区域

北方町全域

ウ 処理対象人口

18,547 人 (令和 7 年 2 月 1 日現在)

エ 収集回数

可燃ごみ：週 2 回／地区 (町内 2 地区)

※高齢者ごみ出し支援事業に係る回収：週 4 回 (町内 1 カ所)

ガラスびん、缶、プラスチック容器包装：月 1 回／地区 (町内 3 地区)

ペットボトル：月 1 回／全町内

不燃物：隔月 1 回／地区 (町内 2 地区)

粗大ごみ戸別収集：週 2 回

直接搬入ごみ：火・木・金曜日及び第 2・第 4 日曜日

道路等公共施設内の飼い主不明犬猫等死体：随時

オ 収集の方法

① 可燃ごみ

町内約 300 カ所ある自治会等が指定する集積場へ当町指定ごみ袋(大袋 450 中袋 300 小袋 200) で午前 8 時までに出すステーション方式として、収集地区を 2 地区に分け、1 地区週 2 回の曜日を指定し、委託により収集する。

※高齢者ごみ出し支援事業に係る集積所については、当町指定ごみ袋 (大袋 450 中袋 300 小袋 200) へ町より交付する「ごみ出し支援シール」を貼付し、午後 2 時 30 分までに排出するステーション方式として、町内 1 カ所を週 4 回の曜日を指定し、委託により収集する。

② ガラスびん・缶・衣類・プラスチック容器包装

町内約 180 カ所ある自治会等が指定する集積場へ回収かご及び専用容器にて午前 8 時までに出すステーション方式を原則として、収集地区を 3 地区に分け、1 地区月 1 回の曜日を指定し委託により収集する。

③ ペットボトル

町内約 180 カ所ある自治会等が指定する集積場へ回収かご及び専用容器にて午前 8 時までに出すステーション方式を原則として、全町内毎月 1 回の曜日を指定し委託により収集する。

④ 不燃物

町内約 180 カ所ある自治会等が指定する集積場へ回収かご及び専用容器にて午

前 8 時までには搬出するステーション方式を原則として、収集地区を 2 地区に分け、隔月 1 回の曜日を指定し委託により収集する。

⑤ 粗大ごみ

電話申込みにより有料で直営により戸別収集する。

⑥ 廃乾電池

町内公共施設 4 箇所の常設ステーションでの拠点回収方式とし、月 1 回程収集する。(働く婦人の家・役場・北方町アルテックアリーナ・勤労青少年ホーム)  
また、不燃物収集の際に、各地区年 1 回特別収集を実施する。

⑦ 廃蛍光管

不燃物収集の際に、各地区年 1 回特別収集を実施する。

⑧ 白色トレイ

町内公共施設 4 箇所の常設ステーションでの拠点回収方式とし、月 1 回程収集する。(働く婦人の家・役場・北方町アルテックアリーナ・勤労青少年ホーム)

⑨ 美化運動時ごみ

河川美化運動(4月13日)及び町内一斉美化運動(8月3日)時の清掃ごみを委託し収集する。

⑩ 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者が自ら処理(運搬及び処理)するものとする。しかし、事業者が自ら処理できない場合は、町が収集・運搬を許可した業者に処理を委託する。

⑪ 直接搬入ごみ

資源ごみ、粗大ごみについて、火・木・金曜日及び第 2、第 4 日曜日にリサイクルセンターに自己搬入する。

粗大ごみについては、重量による処理料金(10kg 毎 400 円)を徴収する。

⑫ 道路等公共施設内の飼い主不明犬猫等死体

町民からの通報に基づき、随時委託により収集処理をする。

【委託業者】

(株)美濃環境保全社

本巣市仏生寺 391 番地 7

カ ごみ集積場の設置基準

ごみ集積場 1 箇所につき、20 戸以上の利用があること。なお、ごみ集積場の設置、変更、廃止を行う場合は、当該自治会長が町長に届け出なければならない。また、原則としてごみ集積場の維持管理は当該自治会、集合住宅の所有者もしくは管理者が行い、ごみ集積場の清潔保持に努めなければならない。

キ 収集基地等の概要

① 直営

施設名	北方町リサイクルセンター
所在地	北方町柱本 700 番地

敷地面積	8,490.1 m <sup>2</sup>
------	------------------------

② 一般廃棄物許可業者（法第7条に規定する業者）

業 者 名	所 在 地
(有)揖斐・本巢クリーナー	本巢市仏生寺 391 番地の 1
(株) 富 士	北方町小柳 1 丁目 14 番地
(株) 野々村商店	岐阜市則松 2 丁目 157 番地
東海環境サービスセンター	大垣市墨俣町墨俣 527 番地

※許可業者の処分先については、第2の表1に準ずることを基本とする。ただし、北方町直営施設は除く。

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	北方町リサイクルセンター
所在地	北方町柱本 700 番地
形式	2 軸せん断型破砕機
公称能力	1.5 t /5 h

イ 搬入される廃棄物の内訳量

別紙1のとおり

ウ 残渣の量及び処分方法

令和7年度における粗大ごみの中間処理後の残渣については、別紙1の粗大ごみの種類及び量に記載のとおり。

(4) 最終処分計画

運搬業者	岐阜県岐阜市則松 2 丁目 157 番地 株式会社 野々村商店		
処理・処分業者	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地 三重中央開発 株式会社		
処理委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処分方法
	その他不燃物	30 t	破砕・選別又は管理型埋立処分場
最終処分場の所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地		
最終処分場容量	容 量： 6,100,000 m <sup>3</sup>		

(5) 住民に対する広報・啓発活動

本年度に実施する広報・啓発活動の内容は、下記のとおりである。

ア ごみ中間処理施設見学の受入れ

イ 「広報きたがた」、「カワセミ便」に環境だよりの記事を掲載し、啓発する。

ウ 暮らしのカレンダーの作成・配布

## 2 生活排水処理実施計画

### (1) 生活排水処理計画

下水道で処理する区域及び人口等（令和7年2月1日現在）

区 分 ・ 年 度	令和7年度
行政区内人口（人）	18,547
行政区内面積（h a）	417
処理区域内人口（人）	18,546
下水道普及率（%）	99.99

### (2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### ア 収集・運搬計画

##### ① 処理対象人口（令和7年2月1日現在）

区 分 ・ 年 度	令和7年度
単独浄化槽（人）	1,758
合併浄化槽（人）	385
汲み取り（人）	94

##### ② 収集・運搬する廃棄物の量

別紙2・3のとおり

##### ③ 収集区域の範囲

北方町全域

##### ④ 収集回数及び収集の方法

###### a し尿

し尿汲み取り届出がある一般家庭及び事業所並びに施設等を1ヶ月間隔を原則として、バキューム式収集運搬車により収集を行う。

###### b 浄化槽汚泥

浄化槽の清掃及び清掃に伴って生じた汚泥等の収集・運搬は、浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可を受けた業者が、一体の業務として行うものとする。収集回数は、随時行うものとする。収集の方法は、バキューム式汚泥収集運搬車により収集する。

#### イ 中間処理計画

処理施設の概要

施 設 名	もとす広域連合衛生施設
所 在 地	瑞穂市生津天王東町2丁目57番地
形 式	標準脱窒素処理方式

公 称 能 力	198 k l / 日
---------	-------------

ウ 最終処分計画

処分される廃棄物の量

種 類	量	処 理 ・ 処 分	
し 尿	kl/年 120	もとす広域 連合衛生施設	処理施設で処分
浄化槽汚泥	2,500		

(3) 住民に対する広報・啓発活動

ア し尿・浄化槽関係

- ① 浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃、法定検査などの適正な維持管理を確実にを行うよう指導する。
- ② 保守点検、清掃、法定検査などを行っていない浄化槽設置者に対し、指導文書を配布する。
- ③ 「広報きたがた」、「カワセミ便」に、保守点検・清掃・法定検査（3つの義務）等についての記事を掲載し、啓発する。

## 令和7年度 一般廃棄物収集運搬予定量（北方町リサイクルセンター）

（単位：t）

種 類	量
粗大ごみ	275
破砕残渣	130
可燃ごみ	15
不燃残渣	15
資源ごみ	115
その他金属	70
固形燃料化	45
不燃ごみ	65
その他不燃物	15
資源ごみ（陶器・ガラス製食器類）	45
有害ごみ	5
乾電池	3
蛍光管	2
資源ごみ	286
古紙類	110
古着	26
プラ容器包装	47
ペットボトル	24
スチロール・トレイ	3
空き缶	33
ガラスびん	43
白（無色透明）ガラスびん	20
茶色ガラスびん	13
その他のガラスびん	10
合 計	626

## 令和7年度 し尿収集処理計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定めるものとする。

## 1 計画処理区域

北方町全域

## 2 し尿処理

## (1) し尿の収集処理主体

一般家庭及び事業所並びに町施設等から排出されるし尿の収集形態及び処理主体は次のとおりである。

区分	収集区域	処理処分
許可	北方町全域	もとす広域連合衛生施設 標準脱窒素処理方式

## 3 処理計画

## (1) し尿の収集運搬

## ア 収集

し尿汲み取りの届出がある一般家庭及び事業所並びに施設等を1ヶ月間隔を原則として収集を行う。予定搬出量は120k l/年を見込む。

## イ 収集したし尿の搬入先

もとす広域連合衛生施設へ搬入する。

## 4 処理施設

施設名	もとす広域連合衛生施設
所在地	瑞穂市生津天王東町2丁目57番地
処理方式	標準脱窒素処理方式
処理能力	198k l/日（浄化槽汚泥と併せて）
運 転	24時間連続運転

## 令和7年度 浄化槽汚泥処理計画

## 1 浄化槽汚泥の排出状況

浄化槽設置基数及び年間汚泥排出量の見込みは次のとおりである。

種類	設置基数	汚泥排出量
単独処理浄化槽	650 基	2,500 k 1
合併処理浄化槽	50 基	

※設置基数は事業所管理を含める。

## 2 収集・運搬計画

許可業者の年間稼働日数は 270 日とし、日量約 10 k 1 を収集・運搬させることとする。

## 3 搬入先

瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地                      もとす広域連合衛生施設

## 4 処分

浄化槽汚泥の処分は、もとす広域連合衛生施設のし尿処理場において、し尿と併せて行う。

## 5 処理施設

施設名	もとす広域連合衛生施設
所在地	瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地
処理方式	標準脱窒素処理方式
処理能力	198 k 1 / 日 (し尿と併せて)
運 転	24 時間連続運転